江東区児童館児童指導員(会計年度任用職員)の募集案内

募	集	人	数	1名
勤	務	職	場	江東区豊洲児童館仮設事務所外(勤務場所:江東区辰巳児童館内仮設事務所・出張
				事業実施場所)(所管部課:こども未来部こども家庭支援課)
職	務	内	容	・児童館における遊び等の指導補助や児童館管理運営の補助従事
.,,	~~			・区民館等での出張事業の補助従事
				・豊洲児童館の新規開館準備補助
☆∦	うらす	しる自	治力	指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考の上、区長が任用す
710) •J 4	0.27 H	IE / J	る。
				°。 ・保育士の資格を有する者
				・社会福祉士の資格を有する者
				・社芸価値工の負俗を有りる有 ・教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する
				者
				・学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学において、社会福祉学、
				心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相
				当する課程を修めて卒業した者
				・前各号に規定する者と同等の資格を有すると区長が認める者
任			期	令和7年12月1日から令和8年3月31日まで(次年度以降の更新制度有)
				※条件付採用期間あり(原則1か月)
				ただし、年度の途中において採用した場合の任期は、採用した日から当該年度末日
				までとする。
勤	務	時	間	(7時間45分勤務の場合)午前8時30分から午後5時15分まで又は午前9時
				30分から午後6時15分まで
				(5時間勤務の場合)午前8時30分から午後1時30分まで又は午後1時15分
				から午後6時15分まで
				また中高生対応のため、日に 7 時間 45 分勤務・5 時間勤務に関わらず午後 7 時 15
				分まで勤務がある場合があります。
				(例:学校休業日・土曜日…午前8時30分から午後5時15分まで、平日…午後
				1時15分から午後6時15分まで)
				(いずれも休憩を除く)
所定	三勤剂	务時間	目を	有
超	える	5 勤	務	TH THE STATE OF TH
休	憩	時	間	7時間45分勤務の場合のみ午後0時から午後1時までの1時間
休	Ħ	딜	等	年次有給休暇、夏季休暇(有給。7月1日~9月30日の間に取得可。)、妊娠出産
				休暇(有給)
				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
報			酬	時給1,843円(令和7年4月時点)
11^			⊢ /11	上記のほか、通勤手当相当(上限55,000円/月)
				工品のは次、過去了当代日 (工成のの) ののの円/ /// ※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。
応	募	方	法	会計年度任用職員申込書(カラー写真貼付)に必要事項を記入の上、令和7年10月
″μ,	グゲ	/3	14	31 日までに、郵送願います。
選			考	選考日: 令和7年10月24日~令和7年11月7日の内こちらから指定する日
烂			~	選考日・〒和イギ 10 月 24 日~〒和イギ 11 月 7 日の内 2 9 9 から相足りる日 選考場所:江東区役所等
				選名場所:
,H m	が:)ァ	田 つ	- 7	第二次 面接
	或 (ご	関す		① 任用期間を満了したとき。
事			項	② 自己の都合により退職を申し出たとき。
				③ 勤務成績が良くないとき。
				④ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
				⑤ 指導員としてふさわしくない行為があったとき。

	⑥ 服務上の遵守義務に反したとき。
	なお、上記以外で解雇する場合は、労働基準法第20条の規定を適用する。
注 意 事 項	地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。
	(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
	なくなるまでの者
	(2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない
	者
	(3) 人事委員会又は公平委員会の職にあって、第60条から第63条までに規定す
	る罪を犯し刑に処せられた者
	(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴
	力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
申込み・	〒135-8383 江東区東陽4-11-28
問い合わせ先	こども家庭支援課こども家庭係
	電話番号 03-3647-9230